

養豚農場の飼養衛生管理向上の取組について

○ 発生地域での対応

1. 岐阜県の農場（42 戸）

- ① 国、県及び養豚専門の獣医師チームにより、3月27日時点で豚を飼養していた27戸について、飼養衛生管理状況を繰り返し確認・指導。
- ② 3月27日以前に発生した農場については、豚の再導入に向けて、今後、獣医師チームによる確認・指導を予定。
- ③ 陽性野生イノシシ確認地点から10km以内の農場には、早期出荷・衛生強化対策を提案。県は現地説明を実施したところ。

2. 愛知県の農場（248 戸）

（1）瀬戸市及び小牧市

全6戸が、陽性野生イノシシの確認地点から10km以内に位置しており、早期出荷・衛生強化対策の実施を決定。

（2）田原市

- ① 発生に係る移動制限区域内の農場（27 戸）
国、愛知県及び他県の獣医師が共同で確認・指導を実施。
- ② 市内の全農場（72 戸）
家伝法 30 条に基づき消石灰による農場消毒及び殺鼠剤・殺虫剤の散布を実施中。

○ 全国的取組

- ① 岐阜県及び愛知県における遵守状況確認で得られた知見を基に、国が各都道府県の作成した全農家の遵守状況のチェックシートを再確認（6/1 時点で 4,610 戸終了）し、フィードバック。都道府県は順次、再指導を実施中。

拡大豚コレラ疫学調査チームによる発生農場の現地調査時の確認状況

2019/6/5時点

	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	N	M	N	O	P	B	Q	R	S	T	U	V	W
1. 人・車両等の出入り対策																								
長靴の履き替えや洗浄が不十分			●				●	●			●			●	●			●	●		●		●	
作業服替え不十分、防疫服・手袋未使用	●	●	●		●	●		●		●	●	●		●	●	●					●	●	●	
立入車両の消毒が不十分														●	●	●			●	●			●	
重機、一輪車等の消毒が不十分			●			●		●					●	●					●	●	●			●
豚舎間を歩かせて飼養豚を移動		●	●			●	●							●							●		●	●
人・車両動線の交差	●	●			●	●		●		●	●	●	●	●	●			●	●			●	●	●
2. 野生動物侵入防止対策																								
野鳥の侵入			●	●					●									●			●	●		
野良猫の侵入、猫の飼養		●	●	●							●	●		●	●								●	●
ネズミの侵入	●	●			●	●				●	●	●	●		●							●		●

豚コレラ対策

1：飼養衛生管理基準遵守の徹底が基本

2：野生イノシシへの経口ワクチン投与

これらの対応だけでは発生を抑えられない場合・・・

3：飼養衛生管理強化のためのクリアリング（畜産業振興事業で実施）

◎早期出荷

※対象地域の豚を速やかに出荷等することで、空舎期間を設定（クリアリング）

【早期出荷対策】（補助率1/2）

- ①子豚
 - ②肥育豚の一部（規格外）
 - ③肥育豚の一部
 - ④繁殖豚
- } レンダリング処理
- _____ 早期出荷
- _____ レンダリング処理、早期出荷または移動
※移動した場合は適用外

早期出荷奨励金	基準単価（肥育豚）：39,000円 基準単価（繁殖豚）：評価額 ※出荷した場合は、販売額との差額
レンダリング処理経費	上限 5,000円（実費）
レンダリング処理経費（哺乳豚）	上限 3,000円（実費）

【経営再開支援】（補助率1/2）

空舎期間中の固定経費相当分を支給（家畜防疫互助金相当額を措置予定）

経営再開支援（肥育豚）	12,000円（定額）
経営再開支援（繁殖豚）	57,000円（定額）



◎衛生管理強化

※農場のバイオセキュリティ向上のための施設整備等を支援

【衛生管理向上支援】（①補助率 1/2、②定額）

- ①早期出荷等による空舎期間中に飼養衛生管理の強化のため、農場で行う施設整備等を支援。
※養豚農家から提出された衛生管理強化計画を現地調査等を踏まえて精査・決定し、計画に即して整備
- ②地域で取り組む衛生管理強化に必要な衛生管理資材等の導入・備蓄を支援

◎繁殖母豚再導入支援

※養豚農家の円滑な経営再開のための繁殖母豚の再導入を支援

【繁殖母豚購入費支援】（補助率1/2）

クリアリングを行った農家が経営を再開するために必要な繁殖母豚の再導入を支援（上限4万円）

豚コレラ衛生管理再生緊急支援事業を活用した衛生管理強化のイメージ

【整備内容例】

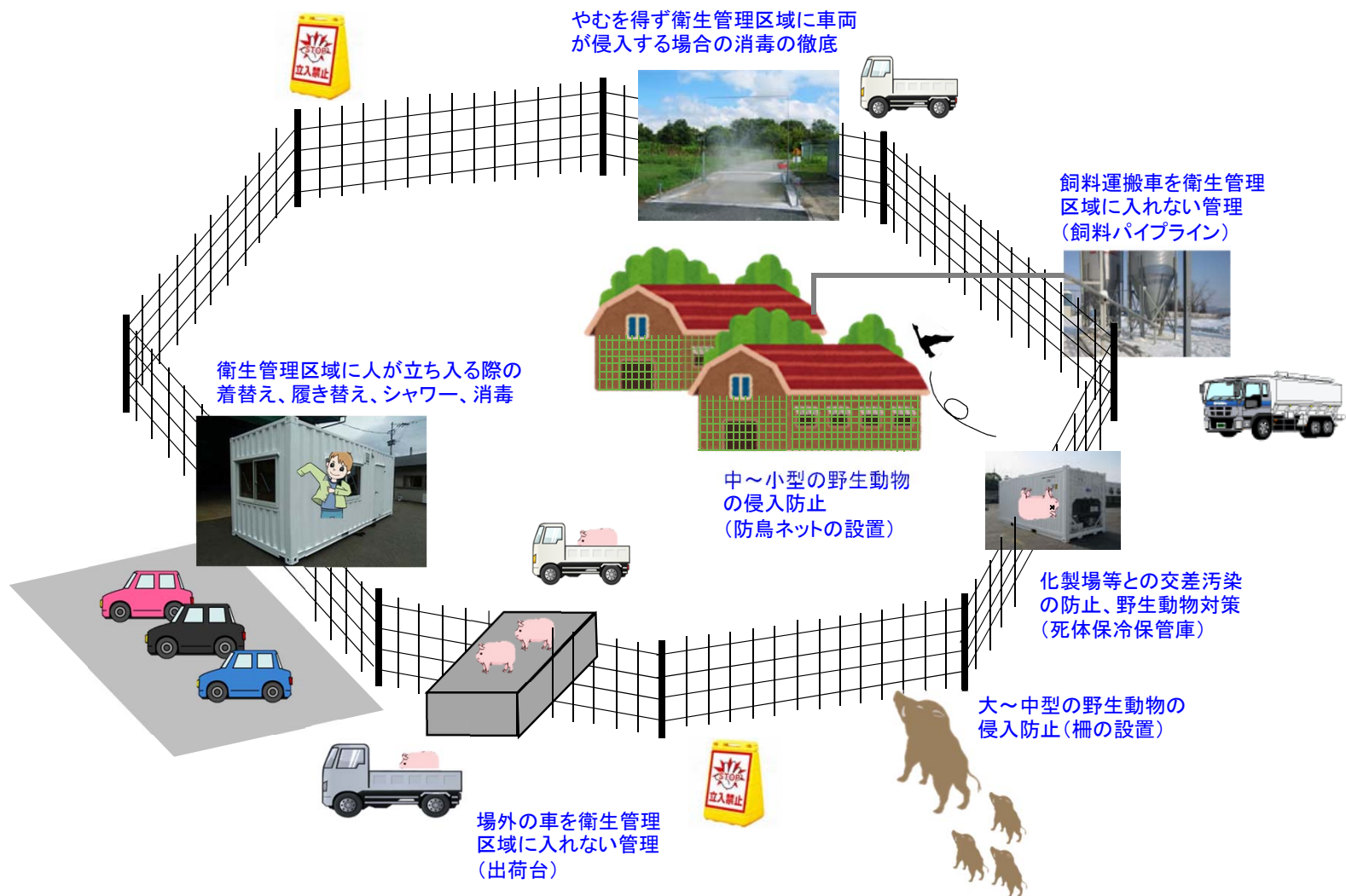
1. 農場の衛生管理区域の厳格区分

- ・更衣室・シャワーユニット
- ・パスボックス
- ・燻蒸庫
- ・出荷台
- ・車両消毒施設
- ・飼料搬入パイプ
- ・野生動物侵入防止フェンス
- ・注意喚起看板
- ・死体保冷保管庫
- ・高圧洗浄機

2. その他発生予防・まん延防止

- ・飲水消毒装置
- ・豚舎間通路
- ・防鳥ネット
- ・小動物侵入防止(壁等補改修)

※これらと同様の効果がある資材の導入も可能とすることで調整中



☞ 整備内容例をもとに、整備が必要な項目、見積り(上限枠なし)、農場内配置図等を記載した計画を提出いただき、専門家による現場確認等を経て精査・決定する仕組みを調整中

飼養衛生管理基準（ウイルス侵入防止対策のポイント）

1. 野生動物侵入防止対策

畜舎周囲・農場外縁部の石灰散布



- 畜舎周囲・農場外縁部は2m以上の幅で地面が白く覆われるよう定期的に石灰を散布する
- 併せて、殺鼠剤及び殺虫剤の散布によるネズミ、昆虫等の駆除を行う

堆肥舎等における防鳥ネットの設置



- 堆肥舎は、食べ残しの飼料等がカラスやタヌキなどの野生動物を誘引し、ウイルスが持ち込まれる可能性があるため、防鳥ネットやブルーシートをかぶせる

畜舎における防鳥ネットの設置



- 畜舎の屋根や壁の破損は随時補修する
- 畜舎開口部（出入口を含む）にネットを設置する
- 定期的に点検し、ネット等の破損箇所は速やかに補修する

エサこぼし防止のための清掃消毒



- 野生動物を誘引しウイルスが持ち込まれる可能性があるため、こぼれ餌をこまめに回収する
- タンクの下に消石灰をまいたり柵を設置することも効果がある

- 農場周囲に、電柵やワイヤーメッシュなどの柵を設置する
- 場内の消毒及び畜舎周辺の除草や木の伐採により、野生動物が接近しにくい環境にする

2. 人・車両等の出入り対策

入場車両の消毒徹底、専用服、靴の着用



- 出入り車両は動力噴霧器等で消毒する（併せて出入者の記録）
- 有機物を除去し、適切な消毒薬・希釈倍数で消毒する
- 農場出入口は、交差汚染防止のため、車両の長さの約2倍ほどの長さの消石灰帯を作る
- 立入者は衛生管理区域用の衣服及び靴を着用する（飼料運搬車等の乗務員が区域内で降車する場合は、区域内専用の足置きマットを準備し、区域内専用靴が車内で汚染するのを防止する）

畜舎専用の衣服及び靴への着替え、手指消毒



- 畜舎専用の衣服及び靴への着替え及び履き替え、手指の洗浄・消毒を実施する（特に、立ち入る頻度が高い分娩舎等は手洗いをこまめにする）
- 着替え・履き替え前後で動線が交差しないよう、明確な境界帯を設け、交換前後の衣服や靴を分けて保管、一方通行とする。

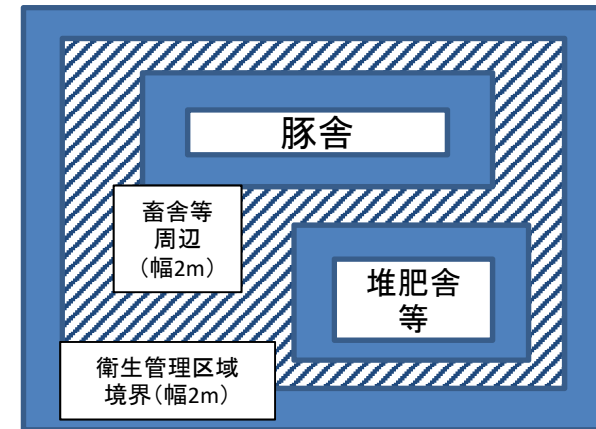
3. 豚舎内へのウイルス侵入防止対策

～ ネズミやカラスなどの野生動物の侵入により、衛生管理区域内も汚染している可能性 ～

- 豚の豚舎間の移動の際は、ケージ・リフトを使用する（使用前後は消毒する）。困難な場合は、移動ルートに消石灰を十分に散布する
- 飼料を畜舎外から畜舎内へ一輪車等で運ぶ際は、畜舎入口で一輪車等の車輪を消毒する
- 豚舎専用の長靴使用及び豚舎立入前のこまめな手洗いが必要

消石灰による農場消毒の注意点

散布場所：衛生管理区域内全体
(特に畜舎等の周囲を重点的に)



散布量の目安
1㎡あたり0.5～1.0kg
(2m幅で散布した場合、1袋で約15m)



☆ 地面が白く覆われるように！



地面が白く覆われた様子

注意点

雨や水に濡れてしまうと、消毒効果がなくなります。
(色が白くても消毒効果が切れている場合があります。)
消石灰は強アルカリ性のため、マスク・手袋を着用して散布してください。

連絡先：東部家畜保健衛生所 0532-45-1141